新 旧 普通貯金規定 普通貯金規定 1~19 省略 1~19 省略 20 (未利用口座管理手数料) 20 (未利用口座管理手数料) (1) 未利用口座管理手数料は、別途定める未利用口座が対象となります。 (1) 未利用口座管理手数料は、別途定める未利用口座が対象となります。 (2)この貯金口座は、別途定める一定の期間、貯金者による所定の利用が無い場合には、未利用口座│(2)この貯金口座は、別途定める一定の期間、貯金者による所定の利用が無い場合には、未利用口座 となります。 となります。 (3) この貯金口座が未利用口座となった場合には、当会はこの貯金口座から、払戻請求書等によら (3) この貯金口座が未利用口座となった場合には、当会はこの貯金口座から、払戻請求書等によら ず、当会の定める未利用口座管理手数料の引落しを開始することができるものとします。なお、残 ず、当会の定める未利用口座管理手数料の引落しを開始することができるものとします。また、残 高不足等により、未利用口座管理手数料の引落しが不能となった口座については、当会は当該貯金 高不足等により、未利用口座管理手数料の引落しが不能となった口座については、当会は当該貯金 残高の全額を引落し、未利用口座管理手数料に充当します。また、残高が 0 円の未利用口座および 残高の全額を引落し、未利用口座管理手数料に充当のうえ、貯金者に通知をすることなく、当該未 未利用口座管理手数料の引落しにより残高が 0 円となった口座については、貯金者に通知をするこ 利用口座を解約することができるものとします。 となく、当該未利用口座を解約することができるものとします。 (4) 未利用口座管理手数料の引落しは、第14条第4項の貯金口座の利用には含まれないものとしま (4) 未利用口座管理手数料の引落しは、第14条第4項の貯金口座の利用には含まれないものとしま (5) 一旦引落しとなり、お支払いいただいた未利用口座管理手数料については、返却いたしません。 (5) 一旦引落しとなり、お支払いいただいた未利用口座管理手数料については、返却いたしません。 また、解約した貯金口座の再利用の求めには応じません。 また、解約した貯金口座の再利用の求めには応じません。 (6) 第3項による口座解約に伴い、貯金者に生じた損害については、当会は責任を負いません。 (6) 第3項による口座解約に伴い、貯金者に生じた損害については、当会は責任を負いません。 21 省略 21 省略 (令和6年4月1日現在) (令和4年11月14日現在)

総合口座取引規定

1~21 省略

22 (未利用口座管理手数料)

- (1) 未利用口座管理手数料は、別途定める未利用口座が対象となります。
- (2)この貯金口座は、別途定める一定の期間、貯金者による所定の利用が無い場合には、未利用口座|(2)この貯金口座は、別途定める一定の期間、貯金者による所定の利用が無い場合には、未利用口座
- (3) この貯金口座が未利用口座となった場合には、当会はこの貯金口座から、払戻請求書等によら ず、当会の定める未利用口座管理手数料の引落しを開始することができるものとします。なお、残 高不足等により、未利用口座管理手数料の引落しが不能となった口座については、当会は当該貯金 残高の全額を引落し、未利用口座管理手数料に充当します。また、残高が 0 円の未利用口座および 未利用口座管理手数料の引落しにより残高が 0 円となった口座については、貯金者に通知をするこ となく、当該未利用口座を解約することができるものとします。
- (4) 未利用口座管理手数料の引落しは、第16条第5項の貯金口座の利用には含まれないものとしま
- (5) 一旦引落しとなり、お支払いいただいた未利用口座管理手数料については、返却いたしません。 また、解約した貯金口座の再利用の求めには応じません。
- (6) 第3項による口座解約に伴い、貯金者に生じた損害については、当会は責任を負いません。

23 省略

(令和6年4月1日現在)

総合口座取引規定

1~21 省略

22 (未利用口座管理手数料)

- (1) 未利用口座管理手数料は、別途定める未利用口座が対象となります。
- となります。
- (3) この貯金口座が未利用口座となった場合には、当会はこの貯金口座から、払戻請求書等によら ず、当会の定める未利用口座管理手数料の引落しを開始することができるものとします。また、残 高不足等により、未利用口座管理手数料の引落しが不能となった口座については、当会は当該貯金 残高の全額を引落し、未利用口座管理手数料に充当のうえ、貯金者に通知をすることなく、当該未 利用口座を解約することができるものとします。
- (4) 未利用口座管理手数料の引落しは、第16条第5項の貯金口座の利用には含まれないものとしま
- (5) 一旦引落しとなり、お支払いいただいた未利用口座管理手数料については、返却いたしません。 また、解約した貯金口座の再利用の求めには応じません。
- (6) 第3項による口座解約に伴い、貯金者に生じた損害については、当会は責任を負いません。

23 省略

普通貯金無利息型(決済用)規定

1~18 省略

19 (未利用口座管理手数料)

- (1) 未利用口座管理手数料は、別途定める未利用口座が対象となります。
- (2) この貯金口座は、別途定める一定の期間、貯金者による所定の利用が無い場合には、未利用口座となります。
- (3) この貯金口座が未利用口座となった場合には、当会はこの貯金口座から、払戻請求書等によらず、当会の定める未利用口座管理手数料の引落しを開始することができるものとします。なお、残高不足等により、未利用口座管理手数料の引落しが不能となった口座については、当会は当該貯金残高の全額を引落し、未利用口座管理手数料に充当します。また、残高が0円の未利用口座および未利用口座管理手数料の引落しにより残高が0円となった口座については、貯金者に通知をすることなく、当該未利用口座を解約することができるものとします。
- (4) 未利用口座管理手数料の引落しは、第14条第4項の貯金口座の利用には含まれないものとします。
- (5) 一旦引落しとなり、お支払いいただいた未利用口座管理手数料については、返却いたしません。 また、解約した貯金口座の再利用の求めには応じません。
- (6) 第3項による口座解約に伴い、貯金者に生じた損害については、当会は責任を負いません。

20 省略

(令和6年4月1日現在)

普通貯金無利息型(決済用)規定

1~18 省略

19 (未利用口座管理手数料)

- (1) 未利用口座管理手数料は、別途定める未利用口座が対象となります。
- (2) この貯金口座は、別途定める一定の期間、貯金者による所定の利用が無い場合には、未利用口座となります。
- (3) この貯金口座が未利用口座となった場合には、当会はこの貯金口座から、払戻請求書等によらず、当会の定める未利用口座管理手数料の引落しを開始することができるものとします。<u>また、</u>残高不足等により、未利用口座管理手数料の引落しが不能となった口座については、当会は当該貯金残高の全額を引落し、未利用口座管理手数料に充当<u>のうえ、</u>貯金者に通知をすることなく、当該未利用口座を解約することができるものとします。
- (4) 未利用口座管理手数料の引落しは、第14条第4項の貯金口座の利用には含まれないものとします。
- (5) 一旦引落しとなり、お支払いいただいた未利用口座管理手数料については、返却いたしません。 また、解約した貯金口座の再利用の求めには応じません。
- (6) 第3項による口座解約に伴い、貯金者に生じた損害については、当会は責任を負いません。

20 省略

(令和4年11月14日現在)

総合口座(普通貯金無利息型)取引規定

1~20 省略

21 (未利用口座管理手数料)

- (1) 未利用口座管理手数料は、別途定める未利用口座が対象となります。
- (2) この貯金口座は、別途定める一定の期間、貯金者による所定の利用が無い場合には、未利用口座となります。
- (3) この貯金口座が未利用口座となった場合には、当会はこの貯金口座から、払戻請求書等によらず、当会の定める未利用口座管理手数料の引落しを開始することができるものとします。なお、残高不足等により、未利用口座管理手数料の引落しが不能となった口座については、当会は当該貯金残高の全額を引落し、未利用口座管理手数料に充当します。また、残高が 0 円の未利用口座および未利用口座管理手数料の引落したより残高が 0 円となった口座については、貯金者に通知をすることなく、当該未利用口座を解約することができるものとします。
- (4) 未利用口座管理手数料の引落しは、第16条第5項の貯金口座の利用には含まれないものとします。
- (5) 一旦引落しとなり、お支払いいただいた未利用口座管理手数料については、返却いたしません。 また、解約した貯金口座の再利用の求めには応じません。
- (6) 3項による口座解約に伴い、貯金者に生じた損害については、当会は責任を負いません。

22 省略

(令和6年4月1日現在)

総合口座(普通貯金無利息型)取引規定

1~20 省略

21 (未利用口座管理手数料)

- (1) 未利用口座管理手数料は、別途定める未利用口座が対象となります。
- (2) この貯金口座は、別途定める一定の期間、貯金者による所定の利用が無い場合には、未利用口座 となります。
- (3) この貯金口座が未利用口座となった場合には、当会はこの貯金口座から、払戻請求書等によらず、当会の定める未利用口座管理手数料の引落しを開始することができるものとします。また、残高不足等により、未利用口座管理手数料の引落しが不能となった口座については、当会は当該貯金残高の全額を引落し、未利用口座管理手数料に充当のうえ、貯金者に通知をすることなく、当該未利用口座を解約することができるものとします。
- (4) 未利用口座管理手数料の引落しは、第16条第5項の貯金口座の利用には含まれないものとします。
- (5) 一旦引落しとなり、お支払いいただいた未利用口座管理手数料については、返却いたしません。 また、解約した貯金口座の再利用の求めには応じません。
- (6) 3項による口座解約に伴い、貯金者に生じた損害については、当会は責任を負いません。

22 省略

貯蓄貯金規定

1~20 省略

21 (未利用口座管理手数料)

- (1) 未利用口座管理手数料は、別途定める未利用口座が対象となります。
- (2) この貯金口座は、別途定める一定の期間、貯金者による所定の利用が無い場合には、未利用口座となります。
- (3) この貯金口座が未利用口座となった場合には、当会はこの貯金口座から、払戻請求書等によらず、当会の定める未利用口座管理手数料の引落しを開始することができるものとします。なお、残高不足等により、未利用口座管理手数料の引落しが不能となった口座については、当会は当該貯金残高の全額を引落し、未利用口座管理手数料に充当します。また、残高が0円の未利用口座および未利用口座管理手数料の引落しにより残高が0円となった口座については、貯金者に通知をすることなく、当該未利用口座を解約することができるものとします。
- (4) 未利用口座管理手数料の引落しは、第15条第4項の貯金口座の利用には含まれないものとします。
- (5) 一旦引落しとなり、お支払いいただいた未利用口座管理手数料については、返却いたしません。 また、解約した貯金口座の再利用の求めには応じません。
- (6) 第3項による口座解約に伴い、貯金者に生じた損害については、当会は責任を負いません。

22 省略

(令和6年4月1日現在)

貯蓄貯金規定

1~20 省略

21 (未利用口座管理手数料)

- (1) 未利用口座管理手数料は、別途定める未利用口座が対象となります。
- (2) この貯金口座は、別途定める一定の期間、貯金者による所定の利用が無い場合には、未利用口座 となります。
- (3) この貯金口座が未利用口座となった場合には、当会はこの貯金口座から、払戻請求書等によらず、当会の定める未利用口座管理手数料の引落しを開始することができるものとします。また、残高不足等により、未利用口座管理手数料の引落しが不能となった口座については、当会は当該貯金残高の全額を引落し、未利用口座管理手数料に充当のうえ、貯金者に通知をすることなく、当該未利用口座を解約することができるものとします。
- (4) 未利用口座管理手数料の引落しは、第15条第4項の貯金口座の利用には含まれないものとします。
- (5) 一旦引落しとなり、お支払いいただいた未利用口座管理手数料については、返却いたしません。 また、解約した貯金口座の再利用の求めには応じません。
- (6) 第3項による口座解約に伴い、貯金者に生じた損害については、当会は責任を負いません。

22 省略

スーパー定期貯金規定(単利型)

1 (貯金の支払時期)

この貯金は、通帳または証書記載の満期日以後に利息とともに支払います。ただし、この貯金は、通帳または証書記載の満期日<u>(満期日が休日の場合は満期日を起算日として翌営業日)</u>に自動的に解約し、利息とともにあらかじめ指定された貯金口座へ入金する取扱い(以下、「自動解約扱い」といいます。)もできます。

2 省略

3 (利 息)

(1) この貯金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および通帳または証書記載の利率(以下、「約定利率」といいます。)によって計算し、満期日以後にこの貯金とともに支払います。ただし、 預入日の2年後の応当日から預入日の10年後の応当日までの日を満期日としたこの貯金の利息の支 払いは、次によります。

①預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および通帳または証書記載の中間利払利率によって計算した中間利払額(以下、「中間払利息」といいます。)を、利息の一部として、各中間利払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。なお、預入日の2年後の応当日を満期日としたこの貯金(以下、「スーパー定期貯金2年もの」といいます。)に限り、中間払利息を定期貯金とすることができます。

- A 現金で受取る場合には、当会所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳または 証書とともに当店に提出してください。
- B 貯金口座へ振替える場合には、中間利払日<u>(中間利払日が休日の場合は翌営業日)</u>に指定口座へ入金します。
- C 省略

②省略

(2)~(4)省略

4 (貯金の解約、書替継続)

- (1) この貯金は、当会がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2) この貯金を自動解約扱い以外の方法で解約または書替継続するときは、当会所定の定期貯金解約申込書または定期貯金書替継続申込書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに、 当店に提出してください。
- (3) 前項の解約または書替継続の手続に加え、当該貯金の解約または書替継続を受けることについて 正当な権限を有することを確認するため当会所定の本人確認資料の提示等の手続を求めることがあ ります。この場合、当会が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続を行 いません。
- (4) 自動解約扱いの場合で、この貯金が証書扱いのときは、満期日<u>(満期日が休日の場合は翌営業</u> 日) に元利金をあらかじめ指定された貯金口座に入金した後は、この貯金の証書は無効となります ので、直ちに当店に返却してください。
- (5) 省略

5 以下省略

(令和6年4月1日現在)

スーパー定期貯金規定(単利型)

1 (貯金の支払時期)

この貯金は、通帳または証書記載の満期日以後に利息とともに支払います。ただし、この貯金は、通帳または証書記載の満期日(追加)に自動的に解約し、利息とともにあらかじめ指定された 貯金口座へ入金する取扱い(以下、「自動解約扱い」といいます。)もできます。

2 省略

3 (利息)

(1) この貯金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および通帳または証書記載の利率(以下、「約定利率」といいます。)によって計算し、満期日以後にこの貯金とともに支払います。ただし、 預入日の2年後の応当日から預入日の10年後の応当日までの日を満期日としたこの貯金の利息の支払いは、次によります。

①預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および通帳または証書記載の中間利払利率によって計算した中間利払額(以下、「中間払利息」といいます。)を、利息の一部として、各中間利払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。なお、預入日の2年後の応当日を満期日としたこの貯金(以下、「スーパー定期貯金2年もの」といいます。)に限り、中間払利息を定期貯金とすることができます。

- A 現金で受取る場合には、当会所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳または 証書とともに当店に提出してください。
- B 貯金口座へ振替える場合には、中間利払日(追加)に指定口座へ入金します。

C 省略

②省略

(2)~(4)省略

4 (貯金の解約、書替継続)

- (1) この貯金は、当会がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2) この貯金を自動解約扱い以外の方法で解約または書替継続するときは、当会所定の定期貯金解約申込書または定期貯金書替継続申込書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに、当店に提出してください。
- (3) 前項の解約または書替継続の手続に加え、当該貯金の解約または書替継続を受けることについて 正当な権限を有することを確認するため当会所定の本人確認資料の提示等の手続を求めることがあ ります。この場合、当会が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続を行いません。
- (4) 自動解約扱いの場合で、この貯金が証書扱いのときは、満期日(追加) に元利金をあらかじめ指定された貯金口座に入金した後は、この貯金の証書は無効となりますので、直ちに当店に返却してください。
- (5) 省略

5 以下省略

スーパー定期貯金規定(複利型)

1 (貯金の支払時期)

この貯金は、通帳または証書記載の満期日以後に利息とともに支払います。ただし、この貯金 は、通帳または証書記載の満期日(満期日が休日の場合は満期日を起算日として翌営業日)に自動 的に解約し、利息とともにあらかじめ指定された貯金口座へ入金する取扱い(以下、「自動解約扱 い」といいます。)もできます。

なお、この貯金は、預入日の1か月後の応当日以後に1万円以上の金額で一部支払いできます。

2 省略

3 (利息)

(1) この貯金の利息は、預入日(削除)から満期日の前日までの日数および通帳または証書記載の利率 ((削除)以下、(削除)「約定利率」といいます。)によって6か月複利の方法で計算し、(削除)満期日 以後にこの貯金とともに支払います。(削除)

(2) (削除)

<u>この貯金の</u>満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通貯金の利率によって計算し、この貯金とともに支払います。

(3) 第4条第1項により満期日前に解約する場合および第4条第<u>5</u>項の規定により解約する場合には、その利息(以下、「期限前解約利息」といいます。)は、預入日(削除)から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって6か月複利の方法で計算し、この貯金とともに支払います。

なお、預入日の1か月後の応当日以後に1万円以上1円単位の金額で満期日前に一部支払いする場合にも、期限前解約利息は、預入日から一部支払いした日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算し、この貯金とともに支払います。また、約定利率を金額階層別に設けている場合で、一部支払い後の残高により金額階層も変更となる時は、一部支払いした日から満期日の前日まで変更後の約定利率を適用します。 ①~⑤ 省略

(4) 省略

4 (貯金の解約、書替継続)

- (1) 省略
- (2) この貯金を自動解約扱い以外の方法で解約または書替継続するときは、当会所定の定期貯金解約申込書または定期貯金書替継続申込書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに、当店に提出してください。
- (3) 省略
- (4) 自動解約扱いの場合で、この貯金が証書扱いのときは、満期日(満期日が休日の場合は翌営業日)に元利金をあらかじめ指定された貯金口座に入金した後は、この貯金の証書は無効となりますので、直ちに当店に返却してください。
- (5) この貯金は、第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当会はこの貯金の開設をお断りするものとします。また、次の各号の一にでも該当し、貯金者との取引を継続することが不適切である場合には、当会はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの貯金を解約することができるものとします。

①~③ 省略

5~11 省略

スーパー定期貯金規定(複利型)

1 (貯金の支払時期)

- (1) この貯金は通帳または証書記載の満期日に前回と同一の期間のスーパー定期貯金に自動的に継続します。継続された貯金についても同様とします。
- (2) この貯金の継続後の利率は、継続日における当会所定の利率とします。ただし、この貯金の継続 後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日(継続をしたときはその満期日)の前営業日までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この貯金は満期日以後に支払います。

2 省略

3 (利 息)

- (1) この貯金の利息は、預入日<u>(継続したときはその継続日)</u>から満期日の前日までの日数および通帳または証書記載の利率(<u>継続後の貯金については前記第1条第2項の利率。</u>以下、<u>これらを</u>「約定利率」といいます。)によって6か月複利の方法で計算し、<u>あらかじめ指定された方法により、</u>満期日<u>に指定口座に入金するか、または満期日に元金に組入れて継続する方法により</u>支払います。<u>た</u>だし、利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当会所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに当店に提出してください。
- (2) <u>継続を停止した場合のこの貯金の利息は、満期日以後にこの貯金とともに支払います。</u> <u>なお、</u>満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日 または書替継続日における普通貯金の利率により計算します。
- (3) 第4条第1項により満期日前に解約する場合および第4条第4項の規定により解約する場合には、その利息(以下、「期限前解約利息」といいます。)は、預入日<u>(継続をしたときは最後の継続日。以下、同じです。)</u>から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって6か月複利の方法で計算し、この貯金とともに支払います。

なお、預入日の1か月後の応当日以後に1万円以上1円単位の金額で満期日前に一部支払いする場合にも、期限前解約利息は、預入日から一部支払いした日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算し、この貯金とともに支払います。また、約定利率を金額階層別に設けている場合で、一部支払い後の残高により金額階層も変更となる時は、一部支払いした日から満期日の前日まで変更後の約定利率を適用します。 ①~⑤ 省略

(4) 省略

4 (貯金の解約、書替継続)

- (1) 省略
- (2) この貯金を(追加)解約または書替継続するときは、当会所定の定期貯金解約申込書または定期 貯金書替継続申込書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに、当店に提出してください。
- (3) 省略

(追加)

(4) この貯金は、第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当会はこの貯金の開設をお断りするものとします。また、次の各号の一にでも該当し、貯金者との取引を継続することが不適切である場合には、当会はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの貯金を解約することができるものとします。

①~③ 省略

5~11 省略

12 (休眠預金等活用法に係る異動事由) 省略 ①~③ 省略 (削除)	12 (休眠預金等活用法に係る異動事由) 省略 ①~③ 省略 ④ 貯金者等からの申し出に基づく自動継続貯金の継続中止登録があったこと
以下省略 <u>(令和6年4月1日現在)</u>	以下省略 <u>(令和4年4月1日現在)</u>

自動継続スーパー定期貯金規定(単利型)

1~2 省略

3 (利 息)

(1) この貯金の利息は、預入日(継続したときはその継続日。以下、本項および次項において同じです。)から満期日の前日までの日数および通帳または証書記載の利率(継続後の貯金については前記第1条第2項の利率。以下、これらを「約定利率」といいます。)によって計算し、満期日に支払います。ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の10年後の応当日までの日を満期日としたこの貯金の利息の支払いは次によります。なお、満期日および中間利払日が休日にあたる場合、指定された貯金口座への入金は翌営業日となります。

①預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および通帳または証書記載の中間利払利率(継続後の貯金の中間利払利率は、継続後の貯金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算した中間利払額(以下、「中間払利息」といいます。)を、利息の一部として、各中間利払日に支払います。なお、預入日の2年後の応当日を満期日としたこの貯金(以下、「自動継続スーパー定期貯金2年もの」といいます。)に限り、中間払利息を定期貯金とすることができます。

②中間払利息(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)を差引いた利息の残額(以下、「満期払利息」といいます。)は、満期日に支払います。

 $(2) \sim (5)$ 省略

4 以下省略

(令和6年4月1日現在)

自動継続スーパー定期貯金規定(単利型)

1~2 省略

3 (利息)

(1) この貯金の利息は、預入日(継続したときはその継続日。以下、本項および次項において同じです。) から満期日の前日までの日数および通帳または証書記載の利率(継続後の貯金については前記第1条第2項の利率。以下、これらを「約定利率」といいます。) によって計算し、満期日に支払います。ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の10年後の応当日までの日を満期日としたこの貯金の利息の支払いは次によります。(追加)

①預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および通帳または証書記載の中間利払利率(継続後の貯金の中間利払利率は、継続後の貯金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算した中間利払額(以下、「中間払利息」といいます。)を、利息の一部として、各中間利払日に支払います。なお、預入日の2年後の応当日を満期日としたこの貯金(以下、「自動継続スーパー定期貯金2年もの」といいます。)に限り、中間払利息を定期貯金とすることができます。

②中間払利息(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)を差引いた利息の残額(以下、「満期払利息」といいます。)は、満期日に支払います。

 $(2) \sim (5)$ 省略

4 以下省略

自動継続スーパー定期貯金規定(複利型)

1~2 省略

3 (利 息)

- (1) この貯金の利息は、預入日(継続したときはその継続日)から満期日の前日までの日数および通帳または証書記載の利率(継続後の貯金については前記第1条第2項の利率。以下、これらを「約定利率」といいます。)によって6か月複利の方法で計算し、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座に入金するか、または満期日に元金に組入れて継続する方法により支払います。ただし、利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当会所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに当店に提出してください。なお、満期日が休日にあたる場合、指定された貯金口座への入金は翌営業日となります。
- (2)~(4)省略
- 4 以下省略

<u>(令和6年4月1日現在)</u>

自動継続スーパー定期貯金規定(複利型)

1~2 省略

3 (利息)

(1) この貯金の利息は、預入日(継続したときはその継続日)から満期日の前日までの日数および通帳または証書記載の利率(継続後の貯金については前記第1条第2項の利率。以下、これらを「約定利率」といいます。)によって6か月複利の方法で計算し、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座に入金するか、または満期日に元金に組入れて継続する方法により支払います。ただし、利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当会所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに当店に提出してください。(追加)

(2) ~ (4) 省略

4 以下省略

大口定期貯金規定

1 (貯金の支払時期)

この貯金は、通帳または証書記載の満期日以後に利息とともに支払います。ただし、この貯金は、通帳または証書記載の満期日<u>(満期日が休日の場合は満期日を起算日として翌営業日)</u>に自動的に解約し、利息とともにあらかじめ指定された貯金口座へ入金する取扱い(以下、「自動解約扱い」といいます。)もできます。

2 省略

3 (利 息)

- (1) この貯金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数(以下、「約定日数」といいます。)および通帳または証書記載の利率(以下、「約定利率」といいます。)によって計算し、満期日以後にこの貯金とともに支払います。ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の10年後の応当日までの日を満期日としたこの貯金の利息の支払いは次によります。
 - ①預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および通帳または証書記載の中間利払利率によって計算した中間利払額(以下、「中間払利息」といいます。)を、利息の一部として、各中間利払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。
 - A 現金で受取る場合には、当会所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳または 証書とともに当店に提出してください。
 - B 貯金口座へ振替える場合には、中間利払日<u>(中間利払日が休日の場合は翌営業日)</u>に指定口座に入金します。
 - ②中間払利息(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)を差引いた利息の残額は、満期日以後にこの貯金とともに支払います。
- (2)~(4)省略

4 (貯金の解約、書替継続)

- (1) この貯金は、当会がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません
- (2) この貯金を自動解約扱い以外の方法で解約または書替継続するときは、当会所定の定期貯金解約申込書または定期貯金書替継続申込書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに、当店に提出してください。
- (3) 前項の解約または書替継続の手続に加え、当該貯金の解約または書替継続を受けることについて 正当な権限を有することを確認するため当会所定の本人確認資料の提示等の手続を求めることがあ ります。この場合、当会が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続を行 いません。
- (4) 自動解約扱いの場合で、この貯金が証書扱いのときは、満期日<u>(満期日が休日の場合は翌営業</u> 日) に元利金をあらかじめ指定された貯金口座に入金した後は、この貯金の証書は無効となります ので、直ちに当店に返却してください。
- (5) 省略

5 以下省略

(令和6年4月1日現在)

大口定期貯金規定

1 (貯金の支払時期)

この貯金は、通帳または証書記載の満期日以後に利息とともに支払います。ただし、この貯金は、通帳または証書記載の満期日(追加)に自動的に解約し、利息とともにあらかじめ指定された貯金口座へ入金する取扱い(以下、「自動解約扱い」といいます。)もできます。

2 省略

3 (利息)

(1) この貯金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数(以下、「約定日数」といいます。)および通帳または証書記載の利率(以下、「約定利率」といいます。)によって計算し、満期日以後にこの貯金とともに支払います。ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の10年後の応当日までの日を満期日としたこの貯金の利息の支払いは次によります。

①預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および通帳または証書記載の中間利払利率によって計算した中間利払額(以下、「中間払利息」といいます。)を、利息の一部として、各中間利払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。

- A 現金で受取る場合には、当会所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳または 証書とともに当店に提出してください。
- B 貯金口座へ振替える場合には、中間利払日(追加)に指定口座に入金します。

②中間払利息(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)を差引いた利息の残額は、満期日以後にこの貯金とともに支払います。

(2)~(4)省略

4 (貯金の解約、書替継続)

- (1) この貯金は、当会がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません
- (2) この貯金を自動解約扱い以外の方法で解約または書替継続するときは、当会所定の定期貯金解約申込書または定期貯金書替継続申込書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに、当店に提出してください。
- (3) 前項の解約または書替継続の手続に加え、当該貯金の解約または書替継続を受けることについて 正当な権限を有することを確認するため当会所定の本人確認資料の提示等の手続を求めることがあ ります。この場合、当会が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続を行いません。
- (4) 自動解約扱いの場合で、この貯金が証書扱いのときは、満期日(追加) に元利金をあらかじめ指定された貯金口座に入金した後は、この貯金の証書は無効となりますので、直ちに当店に返却してください。
- (5) 省略

5 以下省略

自動継続大口定期貯金規定

1~2 省略

3 (利息)

(1) この貯金の利息は、預入日(継続をしたときはその継続日。以下、本項および次項において同じです。)から満期日の前日までの日数(以下、「約定日数」といいます。)および通帳または証書記載の利率(継続後の貯金については前記第1条第2項の利率。以下、「約定利率」といいます。)によって計算し、満期日に支払います。ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の10年後の応当日までの日を満期日としたこの貯金の利息の支払いは次によります。なお、満期日および中間利払日が休日にあたる場合、指定された貯金口座への入金は翌営業日となります。

①預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および通帳または証書記載の中間利払利率(継続後の貯金の中間利払利率は、継続後の貯金の利率に 70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算した中間利払額(以下、「中間払利息」といいます。)を、利息の一部として、各中間利払日に支払います。

②中間払利息(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)を差引いた利息の残額(以下、「満期払利息」といいます。)は、満期日に支払います。

- (2) この貯金の利息の支払いは、次のとおり取扱います。
 - ①預入日の1か月後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの貯金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座に入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。
 - ②預入日の2年後の応当日から預入日の10年後の応当日までの日を満期日としたこの貯金の中間払利息は、中間利払日に指定口座に入金します。また、満期払利息は、あらかじめ指定された方法により満期日に指定口座に入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。
 - ③利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当会所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに当店に提出してください。
- $(3) \sim (5)$ 省略

4 以下省略

(令和6年4月1日現在)

自動継続大口定期貯金規定

1~2 省略

3 (利 息)

(1) この貯金の利息は、預入日(継続をしたときはその継続日。以下、本項および次項において同じです。)から満期日の前日までの日数(以下、「約定日数」といいます。)および通帳または証書記載の利率(継続後の貯金については前記第1条第2項の利率。以下、「約定利率」といいます。)によって計算し、満期日に支払います。ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の10年後の応当日までの日を満期日としたこの貯金の利息の支払いは次によります。(追加)

①預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および通帳または証書記載の中間利払利率(継続後の貯金の中間利払利率は、継続後の貯金の利率に 70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算した中間利払額(以下、「中間払利息」といいます。)を、利息の一部として、各中間利払日に支払います。

②中間払利息(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)を差引いた利息の残額(以下、「満期払利息」といいます。)は、満期日に支払います。

- (2) この貯金の利息の支払いは、次のとおり取扱います。
 - ①預入日の1か月後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの貯金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座に入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。
 - ②預入日の2年後の応当日から預入日の10年後の応当日までの日を満期日としたこの貯金の中間払利息は、中間利払日に指定口座に入金します。また、満期払利息は、あらかじめ指定された方法により満期日に指定口座に入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。
- ③利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当会所定の払戻請求書に届出の印章により 記名押印して通帳または証書とともに当店に提出してください。
- $(3) \sim (5)$ 省略

4 以下省略

期日指定定期貯金規定

1 (貯金の支払時期等)

- (1) この貯金は、通帳または証書記載の満期日以後に利息とともに支払います。ただし、この貯金は、通帳または証書記載の最長預入期限<u>(最長預入期限が休日の場合は最長預入期限を起算日として翌営業日)</u>に自動的に解約し、利息とともにあらかじめ指定された貯金口座へ入金する取扱い(以下、「自動解約扱い」といいます。)もできます。
- (2) ~ (4) 省略

2~3 省略

4 (貯金の解約、書替継続)

- (1) この貯金は、当会がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2) この貯金を自動解約扱い以外の方法で解約または書替継続するときは、当会所定の定期貯金解約申込書または定期貯金書替継続申込書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに、当店に提出してください。
- (3) この貯金の一部について解約または書替継続するときは、当会所定の定期貯金解約申込書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに当店に提出してください。
- (4)前3項の解約または書替継続の手続に加え、当該貯金の解約または書替継続を受けることについて正当な権限を有することを確認するため当会所定の本人確認資料の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当会が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続を行いません。
- (5) 自動解約扱いの場合で、この貯金が証書扱いのときは、満期日<u>(満期日が休日の場合は翌営業</u> 日) に元利金をあらかじめ指定された貯金口座に入金した後は、この貯金の証書は無効となります ので、直ちに当店に返却してください。
- (6) 省略

5 以下省略

(令和6年4月1日現在)

期日指定定期貯金規定

1 (貯金の支払時期等)

(1) この貯金は、通帳または証書記載の満期日以後に利息とともに支払います。ただし、この貯金は、通帳または証書記載の最長預入期限(追加)に自動的に解約し、利息とともにあらかじめ指定された貯金口座へ入金する取扱い(以下、「自動解約扱い」といいます。)もできます。

 $(2) \sim (4)$ 省略

2~3 省略

4 (貯金の解約、書替継続)

- (1) この貯金は、当会がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2) この貯金を自動解約扱い以外の方法で解約または書替継続するときは、当会所定の定期貯金解約申込書または定期貯金書替継続申込書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに、 当店に提出してください。
- (3) この貯金の一部について解約または書替継続するときは、当会所定の定期貯金解約申込書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに当店に提出してください。
- (4) 前3項の解約または書替継続の手続に加え、当該貯金の解約または書替継続を受けることについて正当な権限を有することを確認するため当会所定の本人確認資料の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当会が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続を行いません。
- (5) 自動解約扱いの場合で、この貯金が証書扱いのときは、満期日 (追加) に元利金をあらかじめ指定された貯金口座に入金した後は、この貯金の証書は無効となりますので、直ちに当店に返却してください。
- (6) 省略

5 以下省略

変動金利定期貯金規定(単利型)

1 (貯金の支払時期)

この貯金は、通帳または証書記載の満期日以後に利息とともに支払います。ただし、この貯金は、通帳または証書記載の満期日<u>(満期日が休日の場合は満期日を起算日として翌営業日)</u>に自動的に解約し、利息とともにあらかじめ指定された貯金口座へ入金する取扱い(以下、「自動解約扱い」といいます。)もできます。

2~3 省略

4 (利 息)

(1) この貯金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数について計算し、次のとおり支払います。

①預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数(以下、「中間利払日数」といいます。)および通帳または証書記載の中間利払利率(前記第3条により利率を変更したときは、変更後の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算した中間利払額(以下、「中間払利息」といいます。)を、利息の一部として、各中間利払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。

- A 現金で受取る場合には、当会所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳または 証書とともに当店に提出してください。
- B 貯金口座へ振替える場合には、中間利払日<u>(中間利払日が休日の場合は翌営業日)</u>に指定口座へ入金します。

②省略

(2)~(4)省略

5 (貯金の解約、書替継続)

- (1)~(3)省略
- (4) 自動解約扱いの場合で、この貯金が証書扱いのときは、満期日 (満期日が休日の場合は翌営業
- <u>日)</u>に元利金をあらかじめ指定された貯金口座に入金した後は、この貯金の証書は無効となりますので、直ちに当店に返却してください。
- (5) 省略
- 6 以下省略

(令和6年4月1日現在)

変動金利定期貯金規定(単利型)

1 (貯金の支払時期)

この貯金は、通帳または証書記載の満期日以後に利息とともに支払います。ただし、この貯金は、通帳または証書記載の満期日(追加)に自動的に解約し、利息とともにあらかじめ指定された貯金口座へ入金する取扱い(以下、「自動解約扱い」といいます。)もできます。

2~3 省略

4 (利 息)

(1) この貯金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数について計算し、次のとおり支払います。

①預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数(以下、「中間利払日数」といいます。)および通帳または証書記載の中間利払利率(前記第3条により利率を変更したときは、変更後の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算した中間利払額(以下、「中間払利息」といいます。)を、利息の一部として、各中間利払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。

- A 現金で受取る場合には、当会所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳または 証書とともに当店に提出してください。
- B 貯金口座へ振替える場合には、中間利払日 (追加) に指定口座へ入金します。

②省略

(2) ~ (4) 省略

5 (貯金の解約、書替継続)

- (1)~(3)省略
- (4) 自動解約扱いの場合で、この貯金が証書扱いのときは、満期日(追加) に元利金をあらかじめ指 定された貯金口座に入金した後は、この貯金の証書は無効となりますので、直ちに当店に返却して ください。
- (5) 省略

6 以下省略

変動金利定期貯金規定(複利型)

1 (貯金の支払時期)

この貯金は、通帳または証書記載の満期日以後に利息とともに支払います。ただし、この貯金は、通帳または証書記載の満期日<u>(満期日が休日の場合は満期日を起算日として翌営業日)</u>に自動的に解約し、利息とともにあらかじめ指定された貯金口座へ入金する取扱い(以下、「自動解約扱い」といいます。)もできます。

2~4 省略

5 (貯金の解約、書替継続)

- (1) この貯金は、当会がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2) この貯金を自動解約扱い以外の方法で解約または書替継続するときは、当会所定の定期貯金解約申込書または定期貯金書替継続申込書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに、当店に提出してください。
- (3) 前項の解約または書替継続の手続に加え、当該貯金の解約または書替継続を受けることについて 正当な権限を有することを確認するため当会所定の本人確認資料の提示等の手続を求めることがあ ります。この場合、当会が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続を行いません。
- (4) 自動解約扱いの場合で、この貯金が証書扱いのときは、満期日<u>(満期日が休日の場合は翌営業</u> 日) に元利金をあらかじめ指定された貯金口座に入金した後は、この貯金の証書は無効となります ので、直ちに当店に返却してください。
- (5) 省略

6 以下省略

(令和6年4月1日現在)

変動金利定期貯金規定 (複利型)

1 (貯金の支払時期)

この貯金は、通帳または証書記載の満期日以後に利息とともに支払います。ただし、この貯金は、通帳または証書記載の満期日(追加)に自動的に解約し、利息とともにあらかじめ指定された貯金口座へ入金する取扱い(以下、「自動解約扱い」といいます。)もできます。

2~4 省略

5 (貯金の解約、書替継続)

- (1) この貯金は、当会がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2) この貯金を自動解約扱い以外の方法で解約または書替継続するときは、当会所定の定期貯金解約申込書または定期貯金書替継続申込書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに、当店に提出してください。
- (3) 前項の解約または書替継続の手続に加え、当該貯金の解約または書替継続を受けることについて 正当な権限を有することを確認するため当会所定の本人確認資料の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当会が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続を行いません。
- (4) 自動解約扱いの場合で、この貯金が証書扱いのときは、満期日(追加) に元利金をあらかじめ指定された貯金口座に入金した後は、この貯金の証書は無効となりますので、直ちに当店に返却してください。
- (5) 省略

6 以下省略

<u>(令和4年4月1日現在)</u>

自動継続変動金利定期貯金規定(単利型)

1~3 省略

4 (利 息)

(1) この貯金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数について計算し、次のとおり支払います。<u>なお、満期日および中間利払日が休日にあたる場合、指定された貯金口座への入金は翌営業日</u>となります。

①預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数(以下、「中間利払日数」といいます。)および通帳または証書記載の中間利払利率(前記第3条により利率を変更したときは、変更後の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算した中間利払額(以下、「中間払利息」といいます。)を、利息の一部として、各中間利払日に、指定口座に入金します。

②中間利払日数および通帳または証書記載の利率(前記第3条により利率を変更したときは、変更後の利率。継続後の貯金については前記第1条第2項の利率。以下、これらをそれぞれ「約定利率」といいます。)によって計算した金額ならびに最後の中間利払日から満期日の前日までの日数および約定利率によって計算した金額の合計額から中間払利息(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)を差引いた残額を、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座に入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

③利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当会所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに当店に提出してください。

(2)~(4)省略

5 以下省略

(令和6年4月1日現在)

自動継続変動金利定期貯金規定(単利型)

1~3 省略

4 (利 息)

(1) この貯金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数について計算し、次のとおり支払います。 (追加)

①預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数(以下、「中間利払日数」といいます。)および通帳または証書記載の中間利払利率(前記第3条により利率を変更したときは、変更後の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算した中間利払額(以下、「中間払利息」といいます。)を、利息の一部として、各中間利払日に、指定口座に入金します。

②中間利払日数および通帳または証書記載の利率(前記第3条により利率を変更したときは、変更後の利率。継続後の貯金については前記第1条第2項の利率。以下、これらをそれぞれ「約定利率」といいます。)によって計算した金額ならびに最後の中間利払日から満期日の前日までの日数および約定利率によって計算した金額の合計額から中間払利息(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)を差引いた残額を、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座に入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

③利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当会所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに当店に提出してください。

(2)~(4)省略

5 以下省略

自動継続変動金利定期貯金規定(複利型)

1~3 省略

4 (利 息)

- (1) この貯金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および通帳または証書記載の利率(前記第3条により利率を変更したときは、変更後の利率。継続後の貯金については前記第1条第2項の利率。以下、これらをそれぞれ「約定利率」といいます。)によって6か月複利の方法で計算し、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座に入金するか、または満期日に元金に組入れて継続する方法により支払います。ただし、利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当会所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに提出してください。なお、満期日が休日にあたる場合、指定された貯金口座への入金は翌営業日となります。
- (2)~(4)省略
- 5 以下省略

(令和6年4月1日現在)

自動継続変動金利定期貯金規定(複利型)

1~3 省略

4 (利 息)

(1) この貯金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および通帳または証書記載の利率(前記第3条により利率を変更したときは、変更後の利率。継続後の貯金については前記第1条第2項の利率。以下、これらをそれぞれ「約定利率」といいます。)によって6か月複利の方法で計算し、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座に入金するか、または満期日に元金に組入れて継続する方法により支払います。ただし、利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当会所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに提出してください。(追加)

 $(2) \sim (4)$ 省略

5 以下省略

定期積金規定

1~8 省略

9 (自動満期処理の特約)

前記第8条により、自動満期処理の特約の申出があった場合は、この積金を満期日<u>(満期日が休日</u>の場合は満期日を起算日として翌営業日)に自動的に解約し、給付契約金(税引後)の全額についてあらかじめ指定を受けた次の内容により取扱います。

- (1) 省略
- (2) 当座性貯金へ預入れする場合の取扱い
 - ①貯金口座は、既に開設されている当座性貯金に預入れします。
 - ②預入金額は、給付契約金(税引後)金額または前記第1項第3号の指定により定期貯金を作成した場合の残額とします
- (3)~(4)省略

10 以下省略

(令和6年4月1日現在)

定期積金規定

1~8 省略

9 (自動満期処理の特約)

前記第8条により、自動満期処理の特約の申出があった場合は、この積金を満期日(追加)に自動的に解約し、給付契約金(税引後)の全額についてあらかじめ指定を受けた次の内容により取扱います。

- (1) 省略
- (2) 当座性貯金へ預入れする場合の取扱い
 - ①貯金口座は、既に開設されている当座性貯金に預入れします。
 - ②預入金額は、給付契約金(税引後)金額または前記第1項第3号の指定により定期貯金を作成した場合の残額とします
- (3)~(4)省略

10 以下省略

(令和4年4月1日現在)

付 則 この規定は、令和6年4月1日から実施する。